

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十七の二 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。</p> <p>十七の三～三十一 (略)</p> <p>(発行登録書の記載内容等)</p> <p>第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号イに掲げる有価証券（法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。）又は同号ロ、ハ、ホ若しくはリに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号へに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券の募集又</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十七の二 発行登録通知書 法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。</p> <p>十七の三～三十一 (略)</p> <p>(発行登録書の記載内容等)</p> <p>第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号イ、ロ、ハ、ホ又はリに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号へに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

は売出しを登録し、かつとする者は、募集又は売出しごとに内国会社にあっては第十一号の二の様式、外国会社にあっては第十四号の四様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類(次条において「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書

イ 二 (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ 二 (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書

イ・ロ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類(次条において「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式により作成した発行登録書

イ 二 (略)

二 第十四号様式により作成した発行登録書

イ 二 (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十一号様式により作成した発行登録書

イ・ロ (略)

二 第十四号様式により作成した発行登録書

1～2 (略)

3 (略)

(発行登録追補書類提出期限の特例)

第十四条の十 法第二十三条の八第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、第三条各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2～4 (略)

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

1～2 (略)

3 (略)

(発行登録追補書類提出期限の特例)

第十四条の十 法第二十三条の八第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、第三条各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2～4 (略)

5 法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

2
(略) 二・一
(略)

2
(略) 二・一
(略)